

平成30年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	平成30年6月8日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成30年6月8日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成30年6月8日 午前10時19分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成30年第3回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成30年6月8日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第5号及び議案第29号から
議案第33号迄 (一括上程)

第4 選挙第1号 川北町選挙管理委員会委員の選挙について

第5 選挙第2号 川北町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第 1 号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第 2 号 平成 29 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第 3 号 平成 29 年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 29 号 平成 30 年度川北町一般会計補正予算
- 議案第 30 号 川北町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 川北町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例を廃止する条例に
ついて
- 議案第 33 号 川北町企業立地に係る工場立地法の特例に関する緑地率を定める条例
の一部を改正する条例について
- 報告第 4 号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 5 号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 選挙第 1 号 川北町選挙管理委員会委員の選挙について
- 選挙第 2 号 川北町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

《開 会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 30 年第 3 回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10 名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 03 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 14 日までの 7 日間に決定致しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 報告第 1 号から報告第 5 号及び、議案第 29 号から議案第 33 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 30 年第 3 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙の中、ご出席を戴き誠に有難うございます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告を申し上げたいと思います。

昨年からの国内の経済状況につきまして、皆さんご承知のとおり、緩やかな回復傾向で推移しており、今後も非製造業の投資需要の高まり等を背景に、緩やかな景気回復が続くと予想されております。

一方で、石川労働局によりますと4月の県内の有効求人倍率は1.98倍、約2倍で全国3位となっておりますが、職種により人手不足の長期化が懸念されている状況でもあります。

そのような中であって、5月31日に出納閉鎖を致しました「平成29年度の一般会計並びに特別会計等の決算」について申し上げますと、当初予算に比べ、町税等の一般財源は増加し、経費の節減等に努めた結果、一般会計では実質収支で220,000千円を超える黒字となり、その他6つの特別会計及び、企業会計もそれぞれ黒字で決算を結んでおります。

次に、平成30年度の事業についてですが、「川北保育所空調設備等改修工事」につきましては、現在、設計を終え、工事の入札執行に向けての準備を進めている所であり、7月に「工事請負契約の締結について」を議案とし、ご審議を戴く為の「議会臨時会」の開催をお願いしたいと考えております。

それでは、6月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

先ず、報告第1号「税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

地方税法の一部改正に伴うもので、3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決をし、事務の執行に支障を来さないよう、措置したものであります。

主な内容は、「固定資産税」で、新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の2年延長と、土地に係る負担調整措置の適用期限の3年延長を行う改正で、本年4月1日より施行するものであります。

次に、報告第2号「平成29年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

大雪による農業用ビニールハウスの倒壊被害に対し、国及び県の支援策に呼応し、「農業施設等雪害緊急復旧対策事業」として、12,500千円の補正予算を専決致しましたが、年度内に事業が完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費とし、同法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、報告するものであります。

次に、報告第3号「繰越計算書の報告について」ですが、今ほどご説明致しました事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月18日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により、報告するも

のであります。

次に報告第4号「土地開発公社の経営状況」及び、報告第5号「余暇健康開発公社の経営状況の報告について」であります。それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第29号「平成30年度一般会計補正予算について」であります。

今回の補正額は77,500千円で、予算の累計額は、3,747,500千円となります。

内容について申し上げますと、農林水産業費で、事業主体となる「わくわく手づくりファーム川北」の地ビール製造施設が手狭となり、供給量が追いつかない状況となっていることから、今回新たにその設備を増強し、能力の向上を図る事業で、事業費の1/2を国が補助するものであります。

次に、議案第30号「税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の改正に伴うもので、主な内容といたしまして、「個人町民税」では、給与所得及び公的年金等控除から基礎控除への振替と、併せて、給与所得控除及び、公的年金等控除の上限の見直しを行うものであります。

「たばこ税」につきましては、「紙巻きたばこ」にかかる税率を平成30年10月1日から、3段階で引き上げる改正と、「加熱式たばこ」に係る課税方式を同じく10月1日から5年間の経過措置を設けて、段階的に移行する改正であります。

次に、今年度、新たに実施致します「中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置」についてであります。

現在、町が策定しております「導入促進基本計画」に基づき、設備投資を行った企業資本金1億円以下、従業員数1,000人以下の所謂中小企業に対し、固定資産税額を3年間免除する措置であります。

次に、議案第31号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」であります。

放課後児童クラブに配置されている支援員の資格要件を、拡大する改正であり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第32号「川北町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例を廃止する条例について」であります。

これまで町が行っていた障害認定審査会業務を、6月から能美介護認定事務組合で、実施することに伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第33号「企業立地に係る工場立地法の特例に関する緑地率を定める条例の一部を改正する条例について」であります。

現在、造成しています三反田地区工場用地につきまして、緑地率の緩和適用区域とするための改正であります。

以上が、6月議会定例会に提案致しました議案の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、上程されております報告第1号から報告第3号及び、議案第29号から議案第33号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第1号から報告第3号及び、議案第29号から議案第33号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第3号及び、議案第29号から議案第33号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《選挙管理委員会委員の選挙》

◇議長 山先 守夫

日程第4 選挙第1号「川北町選挙管理委員会委員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、穴田幸男君、河村忠久君、進藤純郎君、宮本法和君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました穴田幸男君、河村忠久君、進藤純郎君、宮本法和君。

以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

《選挙管理委員会委員補充員の選挙》

◇議長 山先 守夫

日程5 選挙第2号「川北町選挙管理委員会委員補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 江戸正則君、第2順位 南 宗宏君、

第3順位 中西茂樹君、第4順位 作田 悟君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位 江戸正則君、第2順位 南 宗宏君、第3順位 中西茂樹君、第4順位 作田 悟君。

以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

《閉 議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明6月9日から6月13日までを休会とし、6月14日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時19分)